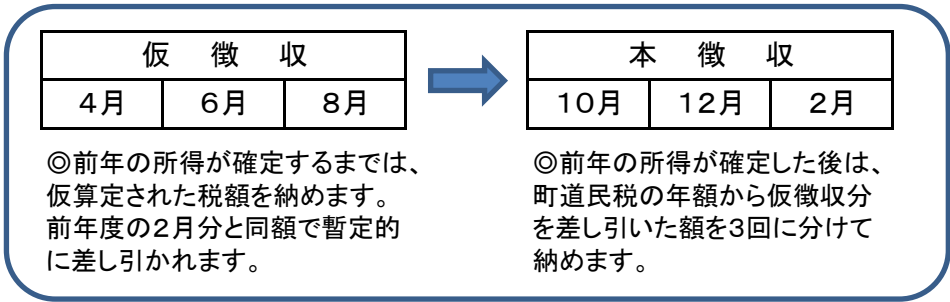


○特別徴収のしくみ

年6回の年金定期支給の際に年金からの受領額から年金所得に係る住民税が、あらかじめ差し引かれるものです。



新たに特別徴収の対象になった方(65歳になった方等)は・・・

■ 平成25年度の場合

例えば、年金所得に係る税額が30,000円の場合

納付方法	普通徴収 (納付書または口座振替)			特別徴収 (年金からの天引き)		
	6月	9月	11月	10月	12月	2月
納付額	10,000円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	5,000円

■ 平成26年度の場合

例えば、年金所得に係る税額が27,000円の場合

4月～8月は、前年度の2月分と同額になります。

納付方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	5,000円	5,000円	5,000円	4,000円	4,000円	4,000円